|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 | 令和３年度　実施状況 |
| （１）障がい者虐待の防止や差別の禁止（「命と尊厳を守る」地域づくり） |  |
| ○障がい者差別解消における合理的配慮の義務化等（障がい福祉企画課）令和２年３月に障がい者差別解消協議会において「事業者による合理的配慮の提供について、法的義務化の検討を進めるべき」と提言されたことを踏まえ、条例改正について検討を行い、「事業者による合理的配慮の提供」が義務化されました。今後は、障害者差別解消法や障がい者差別解消条例の周知に加え、積み重ねた相談事例の紹介や心のバリアフリー推進事業の実施等により、障がいを理由とする差別の解消についての理解が進むよう取り組みます。 |  | ○障がいを理由とする差別の解消についての理解を進めるために、以下の事業を実施しました。・心のバリアフリー推進事業として第18回共に生きる障がい者展においてフォーラムを開催。フォーラムでは大阪府に実際に寄せられた相談事案を基にした寸劇について、パネリストによる意見交換を実施し、その様子は動画撮影し、後日大阪府公式チャンネルにて公開しました。・企業等の自主的な取組みを促進する環境の整備に資することを目的に作成した研修資料をホームページで公開し、周知を図りました。・障がい者差別解消条例ガイドライン（第３版）やほんま、おおきに!!～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。 |
| 〇障がい者の住まいの場の確保（人権局、障がい福祉企画課、生活基盤推進課、都市居住課、建築振興課、住宅経営室）「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用して、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図ります。また、障がい福祉施設等の指定時において、障がい福祉施設等の設置者が地域住民に理解されるよう、地域交流を積極的に進めるよう指導していきます。また、障害者差別解消法及び条例の啓発に努めます。　さらに、平成29年10月25日付けで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されたことを受け、これまで大阪府が行ってきた「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を法に基づく登録制度に移行し、 今後より一層の住宅が登録されるよう取り組みます。　「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。　大阪府及び市町村に入居拒否・入居差別に関する相談窓口を設け、幅広く相談に応じるとともに、家主・管理会社・家賃債務保証業者に対して障がい者であることを理由に入居拒否を行わないことを含め、大阪府作成のパンフレットを活用し、障がい者の方が安心して入居できるよう啓発を行います。　「Osakaあんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を活用してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。 | 目標値（令和７年度）　宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合：100％ | ○宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合　令和３年度87.5％（６年毎に実施する「宅地建物取引業者に関する人権問題実態調査」令和３年度調査結果)○「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、人権局ホームページを活用して、府民の障がい者等に対する理解の促進と意識の高揚を図るなど、広く啓発に取り組みました。〇指定時等において、障がい福祉施設等の設置者が、地域住民に理解されるよう、地域交流を進めるよう指導しました。〇障がい福施設等が地域交流を積極的に進めるよう、障がい福祉サービス事業者に対し、指定時研修を実施しました。・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、ウェブ形式（ネットによる動画視聴及びアンケートの実施）で開催しました。○あんぜん・あんしん賃貸住宅（セーフティネット住宅）登録促進に向け、宅地建物取引業団体等を通じた働きかけを行ったほか、府内各地の不動産店への啓発活動に努めました。また、地図や条件から検索可能な「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」の運用を行いました。 あんぜん・あんしん賃貸住宅（セーフティネット住宅） 36,340 戸（令和4年3月31日時点）〇「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、賃貸住宅の入居申込者が外国人、障がい者、高齢者又は母子（父子）家庭であるという理由（以下「特定理由」という。）だけで、特定理由該当者からの入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としており、人権啓発パンフレットや府ホームページに同基準を掲載するとともに、研修等を通じて宅地建物取引業者に周知啓発を行いました。○大阪府の住宅相談室を「Osakaあんしん住まい推進協議会」の相談窓口として位置づけ、市町村別の入居拒否・入居差別の相談窓口と併せて同協議会のホームページに掲載し情報提供を行いました。○障がい者等の民間賃貸住宅の入居促進のため、家主・不動産事業者向けのパンフレットを、宅地建物取引業団体等を通じて配布・啓発し、「Osakaあんしん住まい推進協議会」のホームページ及び「あんぜん・あんしん賃貸住宅検索システム」において、居住支援情報を提供しました。また、「Osaka あんしん住まい推進協議会」を通じて宅地建物取引業団体等と意見交換を実施しました。そのほか、住まい探しの相談に応じる協力店（不動産事業者）の登録や、相談や情報提供、見守りなどの生活支援等を行う居住支援法人の指定を行いました。また、障がい者等が身近な市町村で住まいに関する相談ができるよう、大阪府居住安定確保計画（令和3年12月策定）に基づき、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率50％達成（令和12年）に向けて、地域毎の支援者交流会を開催するなどの取組を行いました。協力店686店 居住支援法人 89 法人 府内市区町村居住支援協議会 3市（豊中市、岸和田市、摂津市） （令和 4年 3月31 日時点）○市町村の福祉関係窓口等にパンフレットを配布し、福祉関係者の会議において制度周知を行うことや、市町村において「住まい探し相談会」を実施、前述の交流会を開催するなど、住宅部門と福祉部門との連携を図りました。○都市整備部が実施した宅地建物取引業人権推進員養成講座において、障がい者差別解消ガイドラインや障がい理解ハンドブックなどの啓発物を配布しました（対面研修も実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。 |
| ○障がい者虐待の防止（地域福祉室、障がい福祉企画課、生活基盤推進課）障害者虐待防止法に基づき、大阪府障がい者権利擁護センターにおいて、市町村からの障がい者虐待対応に関する相談への助言・情報提供等の後方支援や、広域的な市町村間の調整等を行います。障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、市町村や障がい者虐待防止センター職員の資質向上を目指した虐待防止研修の実施に努めます。また、障がい者差別や虐待を防止し、障がい理解を進めるため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けるとともに、行政だけではなく、障がい者団体、企業等と連携し、啓発事業を行います。 |  | ○大阪府障がい者権利擁護センターの運営　福祉部障がい福祉室同センターにおいて、広域的な市町村間の調整や、情報収集・分析・提供等市町村の後方支援を行いました。○障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施　障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の防止や対応に携わる市町村職員が、虐待を受けた障がい者等に対する支援を専門的知識をもって適切に行えるよう、研修を年３回実施しました。　また、障がい福祉サービス事業所等における権利擁護の取組みの推進を図るため、障害者虐待防止法の理解や虐待防止のための取組みが適切に行えるよう、管理者や責任者等に向けた障がい者虐待防止研修を年1 回実施しました。　・市町村・虐待防止センター職員対象研修基礎研修…新型コロナウイルス感染状況を鑑み書面開催現任研修（管理職向け）…講義1回（出席者37名）現任研修…講義動画配信、オンラインでの演習（演習出席者17名）　・障がい福祉サービス事業所職員向け研修　　　講義動画配信、オンラインでの演習実施（受講決定者975名）○専門性強化事業　市町村において対応が困難な虐待事例について、専門職（弁護士・社会福祉士）を派遣し、助言等を受けることにより市町村の虐待対応力向上を図りました（3件）。○啓発事業の実施　・障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を深めるため、障がい者週間（12月３日～９日）を中心として、府政だよりの特集記事掲載の他、市町村・障がい者団体・企業等と協働し各種啓発事業を実施しました。・虐待リーフレット「防ごう 障がい者虐待」等の配布○市町村から虐待認定を受けた府管事業所に対して実地指導を実施しました。（随時）○大阪府管の障がい者・児の指定事業所を対象として集団指導を実施し、権利擁護・虐待防止について制度の周知と未然防止に向けた指導を実施しました。（1 回/年）○新規指定事業者に対する指定時研修において、障がい者虐待の防止等について指導等を行いました。 |
| ○障がい理解の促進による障がい者差別の防止(障がい福祉企画課)障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待を防止するため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けます。　また、行政だけでなく、障がい者団体、企業等と連携し、啓発事業を実施し、広く府民、事業者等への啓発に努めます。 |  | 〇障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を深めるため、障がい者週間（12月３日～９日）を中心として、府政だよりの特集記事掲載の他、市町村・障がい者団体・企業等と協働し各種啓発事業を実施しました。・大阪ふれあいキャンペーン　府内全市町村、当事者団体、地域福祉団体等と連携し、啓発事業を実施。主に、障がいに関する基本的な理解を深めるための「大阪ふれあいおりがみ」を作成し、府内全ての小学校３年生に配布の他、社会福祉協議会、市町村に配布するとともに、各種啓発イベント等で幅広く配布。また、障がいのある人に対する配慮や工夫などを学ぶための「大阪ふれあいすごろく」を作成し、府内全ての小学校へ配布。さらに、幅広い世代を対象とした啓発物「大阪ふれあいクリアファイル」の作成・配布。あわせて、９月よりSNS（Twitter,Instagram）を開設し、障がいに関する様々な情報を月２回発信。・心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集、入選作品の表彰、障がい者週間知事表彰の実施（12/22（木）於：知事公館）・第18回共に生きる障がい者展（Web版ともいき）の開催　　障がいのある人、ない人が一堂に会し、相互理解を深めることを目的に毎年開催。新型コロナウイルス感染症対策のため、無観客にて開催し、ウェブ配信を実施。・ヘルプマークの普及・啓発　　行政機関・関係団体だけでなく、民間事業者へも協力を依頼し、広く啓発活動を行った。公共交通機関へのポスター掲示、チラシ配架等の協力依頼。他にも、医療機関やコンビニ等、あらゆる場所を活用して啓発活動を実施。・心のバリアフリー推進事業第18回共に生きる障がい者展においてフォーラムを開催。フォーラムでは大阪府に実際に寄せられた相談事案を基にした寸劇について、パネリストによる意見交換を実施し、その様子は動画撮影し、後日大阪府公式チャンネルにて公開しました。あわせて、府政だより３月号１面において広報しました。また、大阪府障がい者差別解消条例ガイドライン（第３版）やほんま、おおきに!!～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。 |
| 〇旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方の救済（地域保健課、障がい福祉企画課）一時金の支給対象となりうる方に情報が広く行き渡るよう、庁内関係課及び医療・福祉等関係機関と連携・協力し、多様な広報チャネルを通じて積極的に周知を行います。また、法施行より５年の請求期限の無期限化の法改正とともに対象者の多くが障がい者であることを踏まえ、メディアを活用した継続的な周知を全国的に展開するよう国に対して働きかけます。 |  | ○一時金の支給対象となりうる方に情報が広く行き渡るよう、庁内関係課及び医療・福祉等関係機関に周知協力を依頼しました。○庁内ラックや情報プラザへのチラシ配架、公共交通機関の駅へのポスター掲示、新聞・ラジオを用いた周知を行いました。○一時金支給申請期限を無期限とするための法改正のほか、テレビ・新聞・ラジオなどを用いた数次にわたる広報を国に要望しました。 |
| （２）関係機関による強固なネットワークの構築（「支援体制と課題解決力」の強化） |  |
| ○引きこもりや社会での孤立等への支援（地域福祉室、生活基盤推進課）大阪府ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもりの状態にある本人・家族等からの相談に応じるとともに、市町村や関係機関に対し、支援ケースに係るコンサルテーション、研修等を実施します。 |  | ○大阪府ひきこもり地域支援センターにおいて、以下のとおり相談対応等を実施しました。令和３年度実績○ひきこもりの状態にある本人・家族等からの相談への対応・電話相談件数（個別支援）　　　451件　　○市町村や関係機関に対するコンサルテーション、研修等の実施・相談支援機関支援件数　　実数　 84件　　　　延数　305件　（電話　239件　 訪問　66件）・支援内容内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 事例へのコンサルテーション | 78件 |
| 研修講師派遣に係る調整 | 69件 |
| 研修講師対応 | 15件 |
| 支援体制の構築 | 22件 |
| 情報収集・提供 | 70件 |
| その他　 | 51件 |
|  |  |

 |
| ○市町村の相談支援体制の充実（地域生活支援課）障がい児者のニーズの多様化を踏まえ、きめ細かで適切な支援のため、相談支援体制を再構築し、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みが進められるよう、市町村の実態調査等を行い、その結果や先行事例紹介を情報提供するといった支援を行います。　また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。 | 目標値（令和５年度）全ての市町村で基幹相談支援センターを設置 | ○市町村における相談支援体制の整備が図られるよう、市町村の実態を調査・把握し、課題抽出を行うとともに、各市町村における先行事例の紹介や、市町村や基幹相談支援センター職員等を対象とした情報交換会等を実施しました。また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進しました。　■基幹相談支援センター　　 府内　36市町村設置（令和３年４月１日現在） |
| 〇地域生活支援拠点等の整備促進（生活基盤推進課）障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、「緊急時の受け入れ・対応の体制づくり」の取組みを進め、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の運営に関する必要な助言等を行います。 |  | ○地域生活支援拠点等の運営状況（令和4年3月31日時点）　 ・整備済：37市町村（運用状況の検討・検証済：22市町村）・未整備：6市町村○未整備の市町村の課題把握及び整備への働きかけや、整備済市町村の取組みの情報収集を図るため、市町村ヒアリングを実施（令和3年7月～10月）するとともに調査により、運営状況の把握を行いました。・市町村数：13○府内市町村・基幹相談支援センター等職員に対して、地域生活支援拠点等の機能の強化・充実のため、既存のサービスを有効に活用し、「緊急時の受入・対応の体制」を整えている市町村の取組事例の紹介や各機能の取組状況や運用状況の検証方法等の情報共有を図るため意見交換会を実施（令和4年1月実施）しました。・参加市町村数：28　 参加者：49名 |
| ○関係部局・機関との連携促進（防災企画課、福祉総務課、高等学校課、支援教育課、市町村教育室）　自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。　市町村に対する防災研修や意見交換会を共同で実施するなど、関係部局が連携し、一丸となって災害対策に取り組むことができるネットワーク及び支援体制の強化を図ります。　また、府立支援学校のセンター的機能等を活用し、医療・福祉・保健等関係機関との連携を図ります。 |  | ○　府ホームページや府政だより、民間事業者との包括連携協定締結により作成した防災に関する啓発情報紙等による広報啓発、防災に関するイベントへの出展などにより、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組みました。○ 避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進に資するため、福祉部局、健康医療部局等と連携して、以下による人材育成を行いました。・市町村意見交換会を２回開催し、庁内から防災に関する情報提供の実施・自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義や避難支援に係る実技研修を実施・市町村職員や個別避難計画作成関係者を対象とした研修会実施○国事業である令和３年度学校安全総合支援事業「防災教育」関連事業成果発表会において、府立学校・市町村教育委員会等を対象に「新制度から考える福祉的避難　学校と地域が協働する福祉防災」と題し、福祉防災コミュニティ協会より講演いただき、避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みました。○府立支援学校においては、支援学校のセンター的機能を発揮するため、市町村の自立支援協議会等へ参加するなど、市町村教育委員会やその他関係部局、医療・保健・福祉・労働等の関係機関等と連携を図っています。 |
| ○自然災害における避難場所の確保・避難支援（防災企画課、災害対策課、福祉総務課）　自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。　福祉避難所について、障がい者等の障がいの特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、関係部局と連携し、市町村や事業所に対して働きかけます。　避難場所の確保や避難支援の取組みについて、関係機関等と連携した検討が図られるよう、防災研修を実施して事例紹介を行うなど、市町村に対して働きかけていきます。 |  | ○　府ホームページや府政だより、民間事業者との包括連携協定締結により作成した防災に関する啓発情報紙等による広報啓発、防災に関するイベントへの出展などにより、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組みました。○　避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進に資するため、自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義や避難支援に係る実技研修を実施しました。〇福祉避難所については、令和4年3月末時点で府内６３６施設の指定があり、さらなる確保のため、府内市町村への研修等を通じて働きかけを行いました。 |

|  |  |
| --- | --- |
| （３）人材の確保と育成（「担い手」の強化） |  |
| ○障がい福祉分野への参入促進による人材確保（地域福祉室、高等学校課、障がい福祉企画課、高齢介護室、雇用推進室）　大阪福祉人材支援センター運営事業（無料職業紹介・就職フェア等）において、医療ニーズや複数の障がいのある方々など、高度化・多様化する支援ニーズに対応したマッチングの実施を検討します。また、高校生や大学生をターゲットにしたインターンシップを実施し、介護・福祉職場の雰囲気や業務内容を直接知ることで、介護職に関する先入観や思い込みを取り除き、就職後のミスマッチの防止を図ります。　福祉部と連携して、教職員対象のセミナーや高校生のための福祉インターンシップなどの周知をとおして福祉・介護のしごとの魅力を発信していきます。 |  | ○地域関係機関との連携や一般学生へのアプローチを強化することにより介護・福祉業界とのマッチングを図りました。令和３年度・就職フェア： 参加法160法人（うち障がい者福祉分野68法人）参加者数464人・合同面接会：参加法人39法人（うち障がい福祉分野8法人）参加者数184人・法人・求職者向け就職セミナー計21回　参加者数：1,123人　○福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や、教育関係機関と連携して実施したインターンシップや出前講座により福祉・介護の魅力を発信しました。令和３年度 ・職場体験者数：131人　　　・インターンシップ：83人　　　・出前講座：252人〇府立高校においては、各校の実態に応じて将来の進路選択の幅を広げる観点から、インターンシップ等多種多様の体験機関を与えることにより、職業観や勤労観、更には進路を主体的に選択する能力を育成しています。 |
| ○障がい福祉サービス従事者の処遇改善・就業環境整備（生活基盤推進課）福祉サービスを安定的に提供できる体制のために人材の維持・確保は重要な課題であるため、障がい福祉サービス事業所に従事する職員の配置基準や処遇改善加算の見直しについて国に要望していきます。 |  | 〇福祉サービスを安定的に提供できる体制のための人材の維持・確保に向け、障がい福祉サービス事業所に従事する職員の配置基準や処遇改善加算の見直し等について国に要望しました。 |
| ○障がい福祉サービス従業者の資質向上（福祉人材・法人指導課、地域生活支援課、高齢介護室、子ども室）　障がい特性やニーズに応じた適切な支援が行える障がい福祉サービス事業者の養成とさらなる資質の向上のため、障がい者の特性に対する理解と専門的知識・技術を習得させるための各種研修等の機会を確保します。　地域医療介護総合確保基金等を活用し、職員のキャリア形成を支援することを目的とした階層別（新任職員、主任・リーダー、管理職等）の専門的研修を実施します。 |  | ○社会福祉施設・事業所の職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人材の職場定着支援を目的とした研修を実施しました。令和３年度補助研修・58講座　1,819人【研修内容】・障がい児者施設専門ゼミナール・成人施設課程・障がい児者施設課程・施設階層別における人権研修○介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成するため、介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を実施しました。令和３年度　　・市町村職員研修　１講座　2１人・介護・福祉等専門職員研修　39講座　1,039人〇障がい児保育を担当する保育士等を対象として、障がい児保育の実施に必要な基礎的な知識及び技術に関する研修を実施しました。 |
| ○府立障がい者支援施設を活用した高度人材の育成（地域生活支援課）府立障がい者支援施設において蓄積した、強度行動障がいの状態を示す方や社会関係障がい（※）の状態を示す方、高次脳機能障がい者に対する、アセスメントの手法、新たな支援方策、専門的な支援技法を蓄積します。　これらの府立障がい者支援施設において蓄積した知見や支援方策について障がい者自立相談支援センターを中心に研修の実施等により民間事業所への普及を図ります。（※）社会関係障がい：大阪府が暫定的に使用している用語であり、概ね青年期の中軽度の知的障がい者であって、家庭・地域において生活・社会的習慣・対人関係などの習得が困難なために生じる反社会性・非社会性のある言動が顕著で地域での対応が困難な状態 |  | 〇令和３年度、強度行動障がい支援コーチング事業支援検討会を２事業所（福祉サービス事業所及び相談支援事業所）に実施しました。同事業では、強度行動障がいの状態を示す方へ、近年開発された新しいフォーマルアセスメントツール等を用い、従来の発達検査に加えて、適応行動や感覚の特異性に関する評価をもとにした支援を試行的に実施しています。 |
| ○研修・資格取得等における情報保障等（障がい福祉企画課、自立支援課、地域生活支援課）研修や資格取得等における合理的配慮について、事業者からの相談に対応するとともに、積み重ねた事例に基づいて考え方を示す等、事業者の合理的配慮に関する理解が進むよう取り組みます。障がいのある方が研修を受講しやすいよう適宜配慮するとともに、障がい特性に応じた研修に必要な情報保障等、障がいのある受講者への合理的配慮の実施に努めます。 |  | ○府に広域支援相談員を配置し、市町村の相談機関における相談事案（事業者における差別事象が対象）の解決を支援するとともに、障がい者や事業者からの相談にも対応（相談件数159件（のべ1,123回）） |
| （４）障がい理解の促進と合理的配慮の浸透（「支え合う力」の強化」） |  |
| ○障がい者差別の解消に向けた障がい理解の促進（障がい福祉企画課）障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別を解消するため、広く府民とともに、障がい理解を深める取組みを続けます。　また、行政だけでなく障がい者団体や企業等と連携し、差別の解消や合理的配慮の提供など、障がい理解促進のための様々な啓発物を作成、配布し、広く府民、事業者等への啓発に努めます。 |  | ○障がいに対する偏見や差別的思考をなくし、障がい者差別や虐待の防止、障がい理解を深めるため、障がい者週間（12月３日～９日）を中心として、府政だよりの特集記事掲載の他、市町村・障がい者団体・企業等と協働し各種啓発事業を実施しました。（再掲）　・大阪ふれあいキャンペーン　府内全市町村、当事者団体、地域福祉団体等と連携し、啓発事業を実施。主に、障がいに関する基本的な理解を深めるための「大阪ふれあいおりがみ」を作成し、府内全ての小学校３年生の他、社会福祉協議会、市町村に配布するとともに、各種啓発イベント等で幅広く配布に配布。また、障がいのある人に対する配慮や工夫などを学ぶための「大阪ふれあいすごろく」を作成し、府内全ての小学校へ配布。さらに、幅広い世代を対象とした啓発物「大阪ふれあいクリアファイル」の作成・配布。あわせて、９月よりSNS（ツイッター,インスタグラム）を開設し、障がいに関する様々な情報を月２回発信。・心の輪を広げる体験作文・障がい者週間のポスター募集、入選作品の表彰、障がい者週間知事表彰の実施（12/22（木）於：知事公館）・第18回共に生きる障がい者展（ウェブ版ともいき）の開催　　障がいのある人、ない人が一堂に会し、相互理解を深めることを目的に毎年開催。新型コロナウイルス感染症対策のため、無観客にて開催し、Web配信を実施。・ヘルプマークの普及・啓発　　行政機関・関係団体だけでなく、民間事業者へも協力を依頼し、広く啓発活動を行った。公共交通機関へのポスター掲示、チラシ配架等の協力依頼。他にも、医療機関やコンビニ等、あらゆる場所を活用して啓発活動を実施。・心のバリアフリー推進事業第18回共に生きる障がい者展においてフォーラムを開催。フォーラムでは大阪府に実際に寄せられた相談事案を基にした寸劇について、パネリストによる意見交換を実施し、その様子は動画撮影し、後日大阪府公式チャンネルにて公開しました。あわせて、府政だより３月号１面において広報しました。また、大阪府障がい者差別解消条例ガイドライン（第３版）やほんま、おおきに!!～ひろげようこころの輪～障がい理解ハンドブックなどの啓発物による啓発活動を実施しました。 |
| 〇入所施設の機能のあり方検討（障がい福祉企画課、生活基盤推進課）地域生活を支える入所施設として果たすべき機能について検討していきます。 |  | ○令和3年度は未実施。 |
| 〇公正採用選考の推進（労働環境課）　企業等が採用選考において、障がいをはじめとした理由によって不平等な取り扱いをすることがないよう、企業等に対し公正採用選考人権啓発推進員の設置を求めるとともに、推進員を対象に実施する新任・基礎研修の講座内容に、「障がい者雇用」を位置づけるほか、啓発冊子「採用と人権」に掲載して、府ホームページにて公表することにより、企業等の公正な採用選考に対する理解の促進に努めます。  | 目標値公正採用選考人権啓発推進員を対象とした新任・基礎研修を毎月実施する。 | 〇公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」令和３年度実施状況令和３年４月２０日（火）令和３年６月２４日（木）令和３年７月２１日（水）令和３年８月６日（金）令和３年９月１５日（水）令和３年１０月１３日（水）（オンライン実施）令和３年１１月１７日（水）令和３年１２月９日（木）（オンライン実施）令和４年１月１９日（水）令和４年２月１５日（火）令和４年３月４日（金）※なお、令和３年５月実施の「新任・基礎研修」については、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。 |
| ○災害時における避難行動への支援（防災企画課、福祉総務課、障がい福祉企画課）　自宅の災害リスクを把握し、災害時に適切な避難行動がとれるよう、本府及び市町村の防災部局・福祉部局、福祉関係者等が連携し、ハザードマップ等を活用した避難行動要支援者等の避難の理解力向上や避難行動要支援者を支援する人材の育成に取り組みます。　関係部局と連携を図りながら、市町村防災研修や意見交換会を共同で実施するなど、市町村に対する支援を行うことで、地域における要配慮者・避難行動要支援者に対する取組み等を推進します。 |  | ○　府ホームページや府政だより、民間事業者との包括連携協定締結により作成した防災に関する啓発情報紙等による広報啓発、防災に関するイベントへの出展などにより、避難行動要支援者等の避難の理解力向上に取り組みました。○　避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進に資するため、福祉部局、健康医療部局等と連携して、以下による人材育成を行いました。・市町村意見交換会を２回開催し、庁内から防災に関する情報提供の実施・自主防災組織リーダー育成研修において、避難行動要支援者の支援に関する講義や避難支援に係る実技研修を実施・市町村職員や個別避難計画作成関係者を対象とした研修会実施 |
| （５）ユニバーサルデザインの推進（「だれもが暮らしやすい」地域づくり） |  |
| ○AI・ICTの活用による障がい者のサポート・負担軽減（万博協力室、スマートシティ戦略総務課、地域戦略・特区推進課、デジタル行政推進課、障がい福祉企画課）　大阪スマートシティ戦略において、自治体の窓口に出向くことなく、パソコンやスマートフォン等の携帯端末で自宅から行政手続きが行えるようにする行政手続きのオンライン化の推進や、最寄り駅から自宅までのラストワンマイル問題を解決するためのAIオンデマンド交通の導入等、障がい者の負担軽減にも繋がる各種取組みを進めていきます。　大阪・関西万博では、その会場を「People's Living Lab（未来社会の実験場）」として、新たな技術やシステムを実証する場と位置づけ、多様なプレイヤーによるイノベーションを誘発し、それらを社会実装していくためのSociety5.0実現型会場をめざします。　大阪府においては、「ユニバーサルデザイン社会・大阪」をめざし、様々な取組みを進めており、大阪・関西万博においても、ＡＩやＩＣＴ等を活用し、例えば会場には来場できない人々であっても擬似的に参加体験できるようにするなど、誰もが万博を経験し、楽しんでもらうための取組みを進めるべく、２０２５年日本国際博覧会協会とともに、今後も十分に検討していきます。 |  | ○住民がスマートフォン等でいつでも自宅から行政手続を行えるよう、より利便性を高めた「大阪府行政オンラインシステム」を令和３年５月に導入し、19手続についてオンライン化を進め、約50万件の申請を受け付けました。○市町村の行政手続きのオンライン化に資する、電子申請システムの共同調達を実施しました。（参加団体数：令和３年度11市町村）○令和６年度までの実装に向けてAIオンデマンド交通の導入に向けた実証実験に関する補助金を令和４年度当初で予算化しました。○都市連動型メタバース「バーチャル大阪」を令和３年12月にプレオープン、令和４年２月には大阪市内をモチーフとした「新市街」エリアを開設し、本格オープンしました。※メタバースとはインターネット上に構築された仮想空間内で、自分の分身となるアバターを用いて交流ができるサービスのことで、meta（＝超越、超）とuniverse（＝宇宙）を組み合わせた造語です。※バーチャル大阪の概要万博開催に先がけ、大阪の都市魅力を国内外に発信し、万博への期待感を高めるとともに、“City of Emergence”（創発する都市）をテーマに、様々な人が集まり、一人ひとりの新たな体験や表現を通じ、大阪の新たな文化の創出・コミュニティの形成にも寄与するため構築する都市連動型メタバースです。将来的に大阪ヘルスケアパビリオンにおけるコンテンツ等を展開できるよう設計されたバーチャルパビリオンを開設する計画です。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ○先進技術の活用による意思疎通支援の充実（障がい福祉企画課、自立支援課）　令和２年６月に運営を開始した「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核にして、意思疎通支援の必要な障がい者に対して、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読などの意思疎通支援や情報保障を展開します。 |  | ○大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターにおいて、意思疎通支援の必要な障がい者に対して、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣を行いました。また、手話言語条例に基づき手話の習得の機会を確保し聴覚障がい児への支援を実施しました。 |
| ○ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進（府民文化総務課、福祉総務課、障がい福祉企画課、都市計画室、交通道路室、住宅まちづくり総務課、建築指導室、公共建築室）　大阪府ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの観点から取組みを進めます。■バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例に基づく建築物のバリアフリー化　バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化を推進します。■基本構想等の作成・見直しの促進　平成31年３月作成の大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針を踏まえ、市町村が基本構想等を作成・見直しすることにより、面的・一体的なバリアフリー化を促進します。■鉄道駅等のバリアフリー化の促進　令和２年３月に策定した大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針に基づき、バリアフリールートの複数化や乗換えルートのバリアフリー化等更なるバリアフリー化を促進します. |  | ○福祉のまちづくりが円滑に推進されるよう、その進行管理や推進方策について検討する「大阪府福祉のまちづくり審議会」（平成24年11月設置）等を開催しました。・第11回大阪府福祉のまちづくり審議会（令和3年12月14日）・第20回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会（令和3年10月26日）・第21回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会（令和4年3月3日））○基本構想作成状況・平成13～令和3年度作成済　33市町136地区○既存駅舎のエレベーター整備に対する補助事業を実施しました。・補助実績：令和3年度1駅（エレベーター2基） |
| （６）大阪府全体の底上げ |  |
| ○関係機関との連携促進・好事例の情報発信　（地域福祉室、保健医療室、生活基盤推進課、高等学校課、支援教育課、小中学校課）　自立支援協議会が、その中核的機能である相談支援を強化し、関係機関との緊密な連携により、地域課題の解決に向けて取り組むことができるよう、地域自立支援協議会の機能強化のためのバックアップを行います。　また、地域自立支援協議会の取組事例や先行事例の紹介や顔の見える関係の構築を目的とした情報発信・情報共有の機会を設けることにより、地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた側面的支援を行います。難病患者・家族支援として、保健所において、訪問等の個別支援の充実、併せて関係機関を対象に研修会等開催し、難病に関する普及啓発を図り、医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に取り組むとともに、医療・保健・介護・福祉のネットワークを活用するなど、難病患者・家族・関係機関に対して、集約した情報の発信に努めます。また、当事者や家族がこころの問題に関する相談をいつでも安心して受けることができるように相談支援体制の充実に努めるとともに、医療機関や市町村障がい福祉主管課担当者等に対する精神疾患に関する専門研修や関係機関との連携会議等の充実を図り、地域の支援体制の向上に向けた取組みを進めます。さらに、保健所を拠点として、訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、医療的ケア児等への支援や地域関係機関の連携強化に向けて取り組むとともに、医療的ケア児等への支援について、保健所を拠点として訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、地域関係機関の連携強化に向けて取り組みます。　府立学校での各種会議やフォーラム等を通して、好事例の発信に努めるとともに、SSW連絡会における研修等を通じて、学校と関係機関が連携した支援のあり方について、好事例を紹介する等、府内への発信を行ってまいります。　政令市・中核市以外の全ての中学校区に、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置できるよう、市町村への補助を行い、障がいのある児童生徒やその保護者に対しても、関係機関等と連携した支援ネットワークの構築に取り組みます。　府立支援学校のセンター的機能については、就学前から卒業後を見据えた関係機関との連携強化を図ります。 |  | 〇ヒアリング等の実施により地域の実態把握を行い、地域協議会における課題の集約・整理を行うとともに、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣することにより、地域協議会に対する助言等後方支援を実施しました。〇地域自立支援協議会情報交換会を開催し、地域自立支援協議会の役割・機能等の講義や地域課題の抽出における取組事例の紹介を行うとともに、講義内容等を踏まえた情報交換会を実施しました。○難病患者・家族支援として、保健所に加えて、大阪難病医療情報センター・大阪難病相談支援センターにおいても個別支援の充実、併せて関係機関を対象に研修会等開催し、難病に関する普及啓発を図り、医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に取り組むとともに、医療・保健・介護・福祉のネットワークを活用するなど、難病患者・家族・関係機関に対して、集約した情報の発信に努めました。〇大阪府保健所におけるこころの相談支援状況（令和３年度）相談実数　 　2,913件　相談延べ数　20,878件訪問実数 　　　774件訪問延べ数 　2,101件　　　　（大阪府９保健所）〇精神保健福祉関係専門研修、連携会議（令和3年度）専門研修　15回　連携会議　80回　　　　　　　　（大阪府９保健所）○保健所において、訪問指導や専門職相談、交流会を実施しています。また、関係機関連絡会議等の開催や「小児在宅生活支援地域連携シート《府基本版》」を活用し、医療的ケア児等への支援や地域関係機関の連携強化に向けて取り組んでいます。〇令和３年度支援教育推進フォーラムやSSW成果報告会を実施し、高等学校における優れた取組みを発信し共有することにより、生徒の社会的自立や社会参加をみすえた取組みの推進を図りました。〇福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを政令市・中核市を除く府内すべての中学校区に週1回配置できるよう、市町村に府から補助を行い、障がいのある児童生徒やその保護者に対しても必要な支援が届くよう、福祉機関等との連携促進を図りました。〇令和３年度「個別の教育支援計画」作成・活用実践報告会を実施しました。この報告会で、実践報告や講演をとおして、具体的な事例の情報交換を行うとともに、「個別の教育支援計画」作成・活用における今後の課題を共有することで、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・支援学校や各市町村教育委員会において「個別の教育支援計画」作成の促進と効果的な活用、学校間や関係機関との引継ぎ・連携の推進を図っています。 |
| ○障がい福祉サービスの利用による障がい者の自立生活と社会参加の促進（障がい福祉企画課、自立支援課、地域生活支援課）　障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。　移動支援事業は、障がい者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、利用希望者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で、支給の決定を行うよう市町村に働きかけていきます。 |  | 〇国の障害保健福祉関係主管課長会議にあわせ市町村説明会を開催しました。〇障がい者制度の円滑な運営を図るため、平成17年12月に障がい保健福祉室、市長会及び町村長会の共同で「障がい者自立支援制度ワーキングチーム」を設置（平成25年度から名称を「障がい者制度ワーキング」と変更。）。以後、制度上の課題や新たな法制度に向けた国への提言などについて協議・検討を行っています。なお、本ワーキングは令和２年度から一時休止し、「重度障がい者等就業支援ワーキング」を新設。重度障がい者等の就業支援の在り方等について、市町村と協議する場を設置しました。・令和３年度：２回開催　議題「地域生活支援促進事業『雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業』について」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇障害者総合支援法のもとで利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施しました。（令和3年度は10市／国の指針において２年に１回以上実施するものとされている）○移動支援事業については、令和３年６月の市町村担当者説明会（新型コロナウイルスの影響により資料送付）等を通じ、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で支給決定を行うよう働きかけました。 |
| ○聴覚障がい児への支援（自立支援課）　新生児聴覚スクリーニング検査などにより、聴覚障がいを早期発見し、その後、速やかに、府手話言語条例に基づく施策の中核支援拠点である府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児支援につなぎます。また、関係機関と連携した切れ目ない支援を行うとともに、手話の習得支援を行うことができる環境整備も進めます。 |  | ○ネットワークを活用し、関係機関と切れ目のない支援を行うとともに、聴覚に障がいのある子どもとその保護者が手話を育むための人材を育成し、手話言語獲得支援者の養成・派遣を実施しました。・手話言語獲得支援者の養成　リーダー26人、スタッフ38人・手話言語獲得支援者の派遣　のべ88回、1,156人・関係機関ネットワーク会議　1回・相談支援（相談件数：のべ166件、つなぎ：19件）・相談支援ネットワーク会議　2回 |
| ○専門性の高い分野等への支援の確保（自立支援課、地域生活支援課）　医療依存度の高い重症心身障がい児者等を取り巻くさまざまな課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の円滑な連携システムの下、地域生活の維持・継続のための必要な地域ケアシステムの強化に取り組みます。　発達障がい児者が地域で生活していく上で生じる多様なニーズに応えられるよう、保健・医療・福祉・教育・就労等の多分野の関係機関が連携しつつ支援が実施できる体制づくりに努めます。　強度行動障がいの状態を示す方等に対し、適切な障がい特性の評価、支援計画の作成及び適切な支援ができる人材を育成します。　また、高次脳機能障がい者が障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な支援を受けられるよう、地域の先進的な支援手法等を集めた支援事例集や発症からの経過や障がいの状態などを記録するサポートツール、啓発用リーフレットの普及と活用を促し、高次脳機能障がい者の地域生活を支援します。　また、罪を犯した障がい者が適切な支援につながるよう、司法と福祉の連携や地域の支援体制の整備に向けた取組みを進めます。 |  | ○大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置する「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣し、市町村の多分野における支援体制の整備に向けた相談や助言、困難なケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の障がいの分野に留まらない支援体制を構築する取組みを支援しました。〇強度行動障がい支援者養成研修の実施修了者　令和３年度　　基礎研修：763人　　　　　　　　　　　　　 　実践研修：494人○高次脳機能障がいについて、大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて実施した府内関係機関（市町村・医療機関・福祉サービス事業所等）に対する研修において、支援事例集等の配布■研修修了者数（市町村・医療機関・福祉サービス事業所等）令和３年度　 市区町村職員向け研修：16人医療機関等職員向け研修：82人地域支援者養成研修：68人　　　 |
| ○障がい福祉サービス事業所の職場環境改善（障がい福祉企画課、生活基盤推進課）　障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。　また、障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう障がい福祉サービスを支える職員の報酬改定を国に要望していきます。 |  | 〇国の障害保健福祉関係主管課長会議にあわせ市町村説明会を開催しました。〇障がい者制度の円滑な運営を図るため、平成17年12月に障がい保健福祉室、市長会及び町村長会の共同で「障がい者自立支援制度ワーキングチーム」を設置（平成25年度から名称を「障がい者制度ワーキング」と変更。）。以後、制度上の課題や新たな法制度に向けた国への提言などについて協議・検討を行っています。なお、本ワーキングは令和２年度から一時休止し、「重度障がい者等就業支援ワーキング」を新設。重度障がい者等の就業支援の在り方等について、市町村と協議する場を設置しました。・令和３年度：２回開催　議題「地域生活支援促進事業『雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業』について」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇障害者総合支援法のもとで利用者に対し適切なサービスが提供されるよう、障がい者自立支援給付支給事務等市町村指導を実施した。（令和3年度は10市／国の指針において２年に１回以上実施するものとされている）〇障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう障がい福祉サービスを支える職員の報酬改定等について国に要望しました。 |